

令和 4 年度篤志寄付金配分事業申請における留意事項確認のお願い

1. 篤志寄付金配分事業について

「篤志寄付金配分事業」は、市民の皆様から松江市社会福祉協議会に寄せられた香典返し等の篤志寄付金を松江市内の社会福祉の推進のために適正に配分することを目的として実施しております。

近年は配分を希望される団体、事業が増加する一方で寄付金は減少し、繰越金の減少が続いています。申請団体（代表者）の皆様におかれましては、何卒下記の点についてご理解いただき、本事業への申請と実施をお願い申し上げます。特に令和 4 年度から配分要綱及び各種取扱要領が改正されていますので、内容を確認していただき、申請してください。

2. 本事業の現状

- (1) 「令和 2 年度篤志寄付金配分事業決算書」、「令和 2 年度支出総額に占める各項目の割合」、「過去 7 年間の寄付件数・金額の推移」、「過去 7 年間の繰越・配分金額の推移」
(別紙 2)

3. 留意事項

(1) 配分要綱、各取扱要領に基づいた事業の実施

- ① 配分要綱、各取扱要領を再度ご確認ください。
- ② 配分要綱第 15 条（配分を受けた福祉団体の義務）に基づき、配分を受けた団体は、事業案内のパンフレット、冊子及びチラシ等の印刷物に本事業の配分を受けた旨を印字することになっています。印刷製本費に配分金が充当されていなくても配分金を受けて実施した事業であることを実施事業の資料（各種研修会、自治会・町内会等のなごやか寄り合い開催周知文含む）等に明記していただく必要がありますので、実施団体代表者の方等への周知をお願いします。
- ③ また、上記②に加えて、寄付金の用途明確化、寄付文化の醸成を図るため今後は印字やシール貼付に加えて、団体の総会や定例会等で配分を受けている旨の説明を配分団体から積極的に行っていただくようお願いいたします。
- ④ 予算計上されていない備品や消耗品を購入される事例があります（減額対象）。購入品目も配分委員会において確認されていますので、申請時から購入予定の品目をご確認いただき申請してください。

(2) 事業報告時の精算について（予算より総事業費が少なくなった場合）

- ① 配分決定額全額を活用して事業を実施していただく必要はありません。実績報告時に配分金を減額して請求してください。
- ② 地域援助費配分においては配分上限額が変更となっていますので、改めて「松江市社会福祉協議会篤志寄付金地域援助費取扱要領」をご確認ください。